

## 脳卒中对策基本法（仮称）成立への協力に関する理事会見解

日本救急医学会理事会は社団法人日本脳卒中協会（以下、日本脳卒中協会）からの脳卒中对策基本法（仮称）成立に向けての協力依頼に対しての立場を明確にするため、以下の理事会見解を公表します。

日本脳卒中協会は脳卒中に関する正しい知識の普及及び社会啓発による予防の推進、並びに脳卒中患者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした団体です。その活動の一貫として、脳卒中診療の質を向上させるため脳卒中对策基本法（仮称）の成立に向けての活動をされています。

そのような中で平成 21 年 1 月 7 日、日本脳卒中協会の山口武典理事長から日本救急医学会代表理事に対して、脳卒中对策基本法（仮称）の必要性を議論する日本脳卒中協会脳卒中对策検討特別委員会への参加要請があり、本学会の理事を 1 名参加させております。その後、平成 21 年 10 月 21 日に日本脳卒中協会が中心となり、脳卒中对策立法化推進協議会が設立されました。日本救急医学会も構成団体のひとつとして参加しています。

脳卒中診療の質を向上させるためには脳卒中発症の急性期、回復期、及び維持期における医療が円滑に行われなければなりません。急性期医療の専門家集団である日本救急医学会は、救急診療体制、特に病院前救護や地域メディカルコントロール（MC）体制、救急初療室での対応や診療の視点から研究や活動を行って参りました。その視点から日本救急医学会は、救急医療体制の強化および急性期治療の充実という点で脳卒中对策基本法（仮称）の成立に向けて、日本脳卒中協会からの要請に協力する姿勢を継続して行きたいと考えています。

他方、脳卒中は確かに救急医療の中で重要な疾患ですが、仮に脳卒中の診療体制だけを視野に入れた脳卒中对策基本法（仮称）が成立することで、その他の救急疾患への対応に混乱があってはなりません。救急医療の質を保証するには、救急疾患全体を見据えた法整備が必要であると日本救急医学会理事会は考えています。

そもそも日本救急医学会は、予てより脳卒中の急性期医療はもちろん、災害医療を含め救急医療全体の一層の充実を図るため、救急医療対策基本法（仮称）の成立に向けて、一般社団法人救急医療総合研究機構並びに一般社団法人日本臨床救急医学会と密接に連携しつつ活動してきました。したがって、日本救急医学会理事会は脳卒中对策基本法（仮称）成立に向けて引き続き協力をいたしますが、より重点を置いている目標は救急医療対策基本法（仮称）の成立であることを明らかにするとともに、関係各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

平成 22 年 5 月 28 日

一般社団法人	日本救急医学会
代表理事	杉 本 壽
理事	浅 井 康 文
	有 賀 徹 厚
	遠 藤 重 一
	太 田 祥 治
	小 倉 真 夫
	坂 本 照 彦
	堤 晴 進 悟
	堀 口 芳 裕
	山 岡 哲 男
	横 田 順 一 朗
	横 田 裕 行
監事	相 川 直 樹
	前 川 剛 志